2.　弁済の方法
(1) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
(2) 割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。
第2　協定債権の弁済及び免除
1.　免除
協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
2.　新たな財産が発見された場合の弁済
(1) 本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は協定債権者に対し、協定債権者の各残元本額に応じて当該残額を按分弁済する。
(2) (1)による弁済を行った場合は、1.に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で(1)に基づく弁済時に遡って効力を失う。

以　上

前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（ヒ）第２００２号

青森県八戸市大字寺横町１３番地
清算株式会社　株式会社新教育センター
代表清算人　細越　悦子
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、同記載の各協定債権額の支払義務を負担していることを認める。
2　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の各協定弁済額を弁済する。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の非保全債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

以上

青森地方裁判所八戸支部

監督命令

令和8年（再）第1号

北海道厚岸郡厚岸町乙幌１番地
再生債務者　小師馬商株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　釧路市幸町６丁目１番地２号　AKビル　弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所　弁護士　鍛　冶　孝　亮
令和8年9月7日　釧路地方裁判所民事部

再生手続開始

令和８年（再）第２０号

福島県郡山市東原３丁目１８７番地
再生債務者　株式会社ギフトプラザ
1　決定年月日時　令和8年9月8日午前11時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和8年10月5日まで
4　再生債権の一般調査期間　令和8年11月9日から令和8年11月16日まで

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１２２号

埼玉県白岡市小久喜893番地３　ルネアキバ103
再生債務者　田口　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月23日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第５５号

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目３番28号
再生債務者　青山　梓
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月26日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第６号

千葉県茂原市緑ケ丘４丁目９番地15
再生債務者　神永　　強
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月30日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第２５号

千葉県木更津市ほたる野３丁目14番地１　ベル・リバージュ201
再生債務者　川崎　幸洋
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月30日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第１８５号

名古屋市緑区桶狭間神明808番地
再生債務者　稲垣　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月９日から令和８年10月16日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２４１号

愛知県津島市橘町１丁目39番地　ルピナス橘102号
再生債務者　平松　克昌
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月９日から令和８年10月16日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６号

北海道苫小牧市ウトナイ北３丁目７番８号（前住所）北海道苫小牧市双葉町２丁目２番12号　ハイツアルファ101号
再生債務者　木村　晃輔
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年10月26日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第２２号

青森県八戸市城下１丁目18―13（住民票上の住所）青森県三戸郡南部町大字福田字下平７番地２
再生債務者　小林　裕二
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月13日から令和８年10月26日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第２７号

福島県須賀川市南上町163番地１　エール・アヴェニュー２D
再生債務者　蔭山英樹
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年10月26日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第７１号

神奈川県平塚市桜ケ丘６番27号　セトルイマイ　201
再生債務者　大町　宗男
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年10月26日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係